

平成 29 年 10 月 27 日

貸金業者各位

日本貸金業協会  
会員業務部

「広告審査に係る審査基準」の一部改正について

平成 30 年 2 月 1 日から、貸金業相談・紛争解決センターの受付時間が変更されることに伴い、「広告審査に係る審査基準」を、一部改正いたしました。  
(詳細は、平成 29 年 10 月 12 日更新「広告審査に係る審査基準」「広告審査に係る審査基準(新旧対照表)」の PDF ファイルをご参照ください)

【掲載場所】<http://www.j-fsa.or.jp/association/regulation/examination.php>  
<http://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/business/advertisement.php>  
(協会員専用サイトとなりますので、パスワード等の入力が必要になります。)

平成 30 年 2 月 1 日以降に出稿予定の広告で、貸金業相談・紛争解決センターを表示する場合は、変更後の受付時間を表示していただき、また、ホームページにつきましても、同日の切替をよろしくお願い申し上げます。

「広告審査に係る審査基準」の一部改正内容

I-3-(2)⑤、II-3-(2)③、II-5-(2)③の記載例「貸金業相談・紛争解決センター」の受付時間を、

(改正前) 受付時間 9:00～17:30 から

(改正後) 受付時間 9:00～17:00 に変更する。

【平成 30 年 2 月 1 日以降の貸金業相談・紛争解決センターの記載例】

返済等でお悩みの方は  
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター  
0570-051-051  
(受付時間9:00～17:00 休:土、日、祝日、年末年始)

問合せ先:会員業務部広告審査課 電話 03-5739-3254